○中山間地域等農村活性化基金条例

平成五年十月十五日

宫城県条例第三十二号

改正 平成七年一〇月一二日条例第四四号

平成三一年三月二二日条例第二六号

〔中山間地域農村活性化基金条例〕をここに公布する。

中山間地域等農村活性化基金条例

(平七条例四四・改称)

(設置)

第一条 中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると 認められる地域(以下「中山間地域等」という。)における土地改良施設及びこれと一 体的に保全することが必要であると認められる農地(以下「土地改良施設等」という。) の機能を良好に発揮させるための地域住民活動の活性化を図る経費に充てるため、地方 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、中山間 地域等農村活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平七条例四四・一部改正)

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保 管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、中山間地域等における土地改良施設等の機能を良好に発揮させるための地域住民活動の活性化を図る経費に充て、又は基金に編入するものとする。

(平七条例四四・一部改正)

(処分)

第五条 基金は、中山間地域等における土地改良施設等の機能を良好に発揮させるための 地域住民活動の活性化を図る経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(平三一条例二六・追加)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平三一条例二六・旧第五条繰下)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。 (平三一条例二六・旧第六条繰下) 附則

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成七年条例第四四号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成三一年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。